

広島県告示第四百七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第十五条第一項の規定によつて、生活保護法による施術を担当する機関として、次のものを指定した。

令和二年四月九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

氏名	住所	施術所		業務の種類	指定年月日
		名称	所在地		
室好美	広島市東区曙二丁目八番一六号三〇一	訪問鍼灸マッサージ株式会社 W東広島中央ステーション	東広島市西条町御園宇六二三九番地一越川ビル一〇二	あん摩マッサージ指圧	令和二年二月一〇日